

燕市移住・就業等支援事業補助金交付要綱

令和元年6月1日

告示第204号

改正 令和2年4月1日告示第166号

令和2年9月7日告示第363号

令和3年3月31日告示第122号

令和4年3月30日告示第84号

令和4年5月31日告示第231号

令和5年4月1日告示第134号

令和7年4月1日告示第339号

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して行う燕市移住・就業等支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から燕市に移住した者に対して、予算の範囲内において燕市移住・就業等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領(令和7年4月7日付けしごと第27号新潟県産業労働部しごと定住促進課長通知。以下「県実施要領」という。)及び燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

2 世帯の申請を行う者が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県実施要領に定める交付要件を満たす者とする。ただし、新潟県の実施する起業支援事業の対象となった者にあつては、補助金の交付申請日から遡って1年以内に当該事業に係る起業支

援金の交付決定を受けている者を対象とする

2 県実施要領に定めるテレワークに関する要件に該当する者にあつては、補助金の交付申請日において燕市内に住宅を取得している者を対象とする。

3 県実施要領に定める本市の関係人口の対象範囲は、本市の応援(燕)人口拡大創出事業におけるつばめ会又はふるさと燕若者応援事業におけるつばめいとに登録されている者であつて、次のいずれかに該当すると認められる者とする。

(1) 農林水産業に就業する者

(2) 地域に必要な業種に就業する者(「新潟起業情報ナビ」の移住支援金対象求人をマッチングサイトに登録できる法人等に該当しない事業所の内、本市の基幹産業である金属加工業を中心としたものづくり産業を営む事業所に週20時間以上就業し、雇用契約による就業の場合は無期雇用契約で従事する者又はものづくり産業を営む個人事業主)

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「補助申請者」という。)

は、燕市移住・就業等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、移住先の就業証明書(様式第2号の1、様式第2号の2、様式第2号の3、様式第2号の4のいずれか)又は起業支援金の交付決定通知書の写しその他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、燕市移住・就業等支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は補助金不交付決定通知書(規則様式第3号)により、補助申請者に通知する。

(補助金の実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)

は、規則第10条の規定にかかわらず、同条の規定による報告を省略することができる。

(補助金の交付請求)

第7条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、燕市移住・就業等支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定又は補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が指示した事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその理由を付して、燕市移住・就業等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が別表に掲げる要件に該当する場合で、既に補助金の交付がなされているときは燕市移住・就業等支援事業補助金返還請求書(様式第6号)により補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして燕市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りでない。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が新潟県と協議して定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第166号)

この告示は、告示の日から施行し、令和2年2月6日から適用する。

附 則(令和2年9月7日告示第363号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第122号)

この告示は、告示の日から施行し、令和3年3月3日から適用する。

附 則(令和4年3月30日告示第84号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後燕市移住・就業等支援事業補助金交付要綱第2条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者に適用し、この告示の施行日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則(令和4年5月31日告示第231号)

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の燕市移住・就業等支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者に適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月7日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の燕市移住・就業等支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に転入した者に適用し、同日より前に転入した者は、なお従前の例による。

別表(第10条関係)

全額の返還を求める 場合	ア 虚偽の申請等をした場合
	イ 補助金の申請日から3年未満に燕市から転出した 場合

	ウ （就業の場合のみ）補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
半額の返還を求める場合	ア 第3条第2項の要件を満たす補助対象者で、補助金の申請日から1年以内に第3条2項の要件を満たさなくなった場合 イ 第3条第3項の要件を満たす補助対象者で、補助金の申請日から1年以内に第3条第3項の要件を満たさなくなった場合 ウ 補助金の申請日から3年以上5年以内に燕市から転出した場合